

※平成 28 年度の入札選定方法は本内容ではなく、平成 28 年度入札説明会において提示します。

参考資料 3

平成 26 年 12 月 10 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部
(改定日：平成 24 年 12 月 6 日)

プラスチック製容器包装の再商品化事業者の入札選定方法および 選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

I. 再商品化事業者の選定方法

1. 入札の対象

保管施設ごとの単年度入札とする。

なお、引き渡し申込量の多い保管施設は、複数の再商品化事業者が落札する可能性がある。

2. 再商品化事業者の落札可能量

再商品化事業者の①施設の能力、②産業廃棄物、事業系一般廃棄物、他材料の処理量、③再商品化製品利用事業者の引き取り同意量、④経営管理能力、等により落札可能量を査定する。

3. 材料リサイクルの優先量及び優先札の種類

入札選定にあたって、材料リサイクル事業者の優先札による落札量は、市町村申込量の 50% (以下；材料リサイクル優先枠量) とする。また、優先札には、優先 A 札と優先 B 札の 2 種類を設ける。

4. 再商品化事業者による同時入札

入札は、全ての再商品化事業者が優先 A 札の入札、優先 B 札の入札、一般札の入札を同時に行う。

5. 入札上限値の設定

入札での上限値を設定し、それを越える入札札は入札選定に於いて除外する。

6. 落札事業者の決定順序

下記順序で保管施設の落札事業者を決定する。

①保管施設の落札量合計が優先 A 枠量に相当する量になるまで、優先 A 札により落札事業者を決定する。

②上記①で全部または一部が落札されなかった保管施設で、落札量合計 (優先 A

札による落札量合計+優先B札による落札量合計)が材料リサイクル優先枠量に相当する量になるまで、優先B札により落札事業者を決定する。

③上記①、②で全部または一部が落札されなかった保管施設は、一般札により落札事業者を決定する。

7. 優先A札による落札事業者の決定

保管施設毎に材料リサイクル優先A札で応札した事業者のうち入札価格が最も安い(一番札)再商品化事業者を第一落札者とする。材料リサイクル優先A札による落札量合計が優先A枠量に達した時点で優先A札による落札は終了する。なお、第一落札者の落札量が当該保管施設の引き渡し申込量を下回った場合でも優先A札による落札は第一落札者のみとする。

8. 優先B札による落札事業者の決定

第7項で全部または一部が落札されなかった保管施設で、保管施設毎に優先B札で応札した事業者のうち入札価格が最も安い(一番札)再商品化事業者を第一落札者とする。優先B札による落札は、第7項による優先A札による落札量と優先B札による落札量の合計が材料リサイクル優先枠量に達した時点で終了する。なお、優先B札の第一落札者の落札量が当該保管施設の引き渡し申込量を下回った場合でも優先B札による落札は第一落札者のみとする。

9. 第7項、第8項で全部または一部が落札されなかった保管施設の落札事業者の決定

第7項、第8項で全部または一部が落札されなかった保管施設で、保管施設毎に一般札で応札した事業者のうち入札価格が最も安い(一番札)再商品化事業者を第一落札者とする。第一落札者の落札量が当該保管施設の引き渡し申込量を下回った場合は、第二落札者が残りの量を落札する。第二落札者でも引き渡し申し込み量に達しない場合は第三落札者以下、同様の手順を繰り返す。

10. 入札価格が同一の場合の取扱い

同一保管施設において、入札価格の最も安い再商品化事業者が複数存在する場合、下記①②③の優先順位で入札条件を比較し、落札事業者を決定する。

- ① 再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと。
- ② 再商品化製品の販売価格が最も高いこと。
- ③ 再商品化率が高いこと。

11. 個々の再商品化事業者の一番札が、優先落札可能量または落札可能量を超える場合の取扱い

個々の再商品化事業者の一番札が、優先落札可能量または落札可能量を超える場合には、個々の再商品化事業者について、下記①②③の優先順位で落札保管施設を決定する。

①入札事業者が単数の保管施設

②入札価格の安い保管施設

③入札価格が同じである場合には、その再生処理施設に近い保管施設

(ただし、当該事業者の落札可能量に出来るだけ近づける趣旨で、後順の札であっても全一番札の中から落札保管施設を選択することがある。)

12. 第7項、第8項、第9項により当初の一番札で落札されない保管施設が生じた場合の取扱い

第7項、第8項、第9項とも当初の一番札を除外した上で、それぞれの項を適用する。この場合、一番札を二番札と読み替える。それでもなお落札されない保管施設が生じる場合には、三番札以下、同様の手順を繰り返す。

13. 入札事業者がなかった保管施設等の扱い

入札事業者がなかった保管施設、第12項が終了しても落札者がなかった(または引取申込量の一部が落札されなかった場合)場合、および入札後に引き渡し申し込みを受け受託した保管施設については、再商品化事業者の立地、再商品化能力、価格等を勘案のうえ、指名競争入札により落札事業者を決定する。(ただし、入札対象量等により、上記手順が不相当と判断される場合には、このかぎりではない。)

14. 入札価格が不合理な入札札の扱い

社会通念上問題とされる著しく不合理な価格の入札札は入札選定において除外する。その結果、落札事業者がない保管施設が発生した場合には、当該保管施設の入札事業者にその旨通知すると共に、あらためて第13項記載の手順を適用して当該保管施設の落札事業者を決定する。

II. 選定結果の連絡方法

全入札事業者に対し、選定結果を平成27年2月下旬にReinsにて通知する。

また、同時に、保管施設ごとの落札状況をそれぞれの市町村にReinsにて通知する。

なお、保管施設ごとの全ての落札状況については、平成27年4月に当協会のホームページにて公表する。

以 上